

第2章 市議会の活動について

(市議会の活動) (案)

市議会は、静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例第1号。以下「自治基本条例」という。）第17条に規定する市議会の役割及び責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 充実した審議及び討論を行うこと。
- (2) 議会運営における公正の確保及び透明性の向上を図ること。
- (3) 市民への説明責任を果たすこと。
- (4) 不断の議会改革に取り組むこと。



○市議会の活動について（考え方）

静岡市自治基本条例第17条に規定する市議会の役割及び責務とは、

- ①市の議決機関、監視機関としての機能を十分に果たすよう運営する
 - ②市民に開かれた議会運営を図る
 - ③市議会に対する市民の関心を高める
 - ④市民の意見をまちづくりに反映させる
- ためにする活動。
「○○すること。」

各会派の意見

(自民党)

- ・充実した審議、討論を行うこと（１）
- ・議会運営における公正の確保、透明性の向上を図ること（２）
- ・不断の議会改革に取り組むこと（４）

(新政会)「あり方研究会の案をそのまま」

（あり方研究会の案を一文に要約）

- ・公正の確保と透明性の向上を図ること（２）
- ・市議会に対する市民の理解の促進に努めること（役割、責務③）
- ・市民が参画しやすい環境づくりを推進すること（２、３、４）
- ・民意を受け止め、市政に反映すること（役割、責務④）
- ・政策形成機能及び監視機能を効果的かつ効率的に実施すること（役割、責務①）
- ・公正かつ誠実な議会運営を行うこと（２）
- ・不断に議会改革の推進に努めること（４）

(公明党)「概ね、あり方研究会の案」

- ・市民の協働による開かれた議会（２、３）

(共産党)

- ・言論の府（前文にて対応）
- ・市民との意見交換（３）
- ・市長と積極的に討議（１）
- ・市民への説明責任（３）
- ・不断の議会改革（４）
- ・議員相互間の自由討議（１）

(虹と緑)「北九州市議会を参考」

- ・市民との意見交換等を通じて課題の解決に取り組むこと（役割、責務④）
- ・議員相互間、市長等との討議を行うこと（１）
- ・市民への説明責任を果たし、情報公開を行うこと（３）
- ・論点を明確にする（第５章議会運営に関する規定の中で対応）

(静友クラブ)「あり方研究会の案」

(市民自治福祉クラブ)「あり方研究会の案」

(市民クラブ)「あり方研究会の案」

(清庵クラブ)「あり方研究会の案」